

第  
720  
号

# READAS

リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(1996年)平成8年12月3日 火曜日

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 賞品でもらった自動車と広告宣伝用自動車

Q: 仕入先の会社の抽選会で、定価80万円の自動車をもらい、事業用として使用しています。この自動車についての当社の取扱いを教えてください。

A: 仕入先が取得した価額(80万円)を受贈益として計上するとともに、その価額と自動車を事業用として使用するために直接要した費用との合計額を自動車の取得価額として、減価償却計算をします。

### 【解説】

販売業者等が製造業者等から資産を無償で、又は製造業者等がその資産を取得するために支出した金額より低い金額で取得した場合には、原則として、製造業者等が取得するために支出した金額又はその支出した金額から販売業者等がその取得のために製造業者等に支出した金額を控除した金額を経済的利益の額としてその取得の日の属する事業年度の益金の額に算入しなければなりません。

ただし、その資産が広告宣伝用のものである場合には、その経済的利益の額は、製造業者等がその資産を取得するために支出した金額の3分の2に相当する金額から販売業者等がその取得のために製造業者等に支出した金額を控除した金額とし、当該金額(同一の製造業者等から2以上の資産を取得したときは、当該金額の合計額)が30万円以下であるときは、経済的利益の額はないものとして取り扱われています。

